

宮若市外二町じん芥処理施設組合
「次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備に伴う
発注者支援等業務委託」公募型プロポーザル実施要領

本公募は、宮若市外二町じん芥処理施設組合議会における令和8年度予算の議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の否決または本公募に係る予算の減額があったときは、契約を締結しないことがあります。この場合、応募等に要した費用を組合に請求することはできず、応募者の負担とします。

1. 業務の目的

本業務は、宮若市外二町じん芥処理施設組合（以下、「組合」という。）において計画している次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設の整備・運営事業（以下、「本事業」という。）に係る基本設計業務として、見積仕様書の作成、技術調査、要求水準書（発注仕様書）案の作成等の一連の業務を実施する。また、本事業の発注に際し、組合が令和7年度に策定した新ごみ処理施設整備基本計画（以下、「整備計画」という。）の民間活力導入可能性調査結果に準じた事業方式で実施するにあたり、廃棄物処理施設の整備及び運営に関する幅広い知識と高度な専門能力を有するコンサルタントの支援を受けることにより、適正かつ円滑でより質の高い事業の実施を実現することを目的とする。

なお、本業務の遂行においては、整備計画を踏まえることとし、一般廃棄物の排出方法及び収集方法の変更は実施しないことを前提とする。

2. 業務の概要

（1）名称

宮若市外二町じん芥処理施設組合

次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備に伴う

発注者支援等業務委託

（2）本事業に係る対象施設及び建設予定地

①次期可燃ごみ処理施設　　所在地：宮若市本城 1593-38

※ストーカ方式・熱回収施設/施設規模最大 40 t / 日（提案により縮小可）

※現くらじクリーンセンターの固形燃料（RDF）化施設（66 t / 16 h）の建屋活用

②次期マテリアルリサイクル施設　　所在地：鞍手町新延 1296-8

※施設規模 18.1 t / 5 h

（3）業務内容

「宮若市外二町じん芥処理施設組合「次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備に伴う発注者支援等業務委託」仕様書」を参照のこと。

- ① 事業条件の整理
- ② 実施方針の作成及び公表等の支援
- ③ 事業者募集・選定・契約等に係る資料作成
- ④ 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援
- ⑤ 事業契約締結に係る支援
- ⑥ 事業者選定委員会の運営支援
- ⑦ その他の支援

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(5) 委託上限額 139,645 千円（消費税等相当額込み）

(6) 支払条件

- ① 部分払：令和 8 年 3 月末又は令和 9 年 3 月末までの各々の出来高部分に相当する額の請求を受けた日から 30 日以内に支払う。支払額の上限額は、令和 8 年度の予算又は令和 9 年度の予算以内とする。
- ② 完了払：業務完了後、残額を支払う。

3. プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、単体事業者又は共同企業体（以下「JV」という。）によるものとする。JV を構成する構成員（以下「構成員」という。）が本公募における他の応募者でないことを要件とするとともに、JV の中から代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定め、代表事業者が本組合への参加申込書の提出・質疑を行うものとする。

【単体事業者又は構成員の共通要件】

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加事業者（JV で応募の場合は全事業者）は、令和 8 年度に宮若市、小竹町、鞍手町のいずれかの入札参加有資格者に登録されていること。
- (3) 宮若市、小竹町、鞍手町全てにおいて指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立ての事実がないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び

それらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (7)建設コンサルタントの「廃棄物部門」に登録があること。
- (8)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (9)地方公共団体（一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体を含む。）より、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の①から③のいずれかの施設又は二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の交付対象事業の④の施設に係る D B O 方式で実施される事業の発注者支援業務（下記⑤から⑨までの業務をすべて含むものに限る。）を元請として受注した実績があること。ただし、施設規模（処理能力）が 300 t / 日未満のものを対象とする。

施設に係る条件

- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設
- ② エネルギー回収推進施設
- ③ 高効率ごみ発電施設
- ④ エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業

発注者支援業務に係る条件

- ⑤ 事業条件の整理
- ⑥ 実施方針の作成及び公表等の支援
- ⑦ 事業者募集・選定・契約等に係る資料作成
- ⑧ 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援
- ⑨ 事業契約締結に係る支援

- (10)管理技術者として、技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士の資格（下記①又は②のいずれかに該当するものに限る。）を有する者を配置できること。

- ①総合技術監理部門 衛生工学－廃棄物・資源循環（旧科目である「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」を含む。）
※管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の技術上の管理を行う者をいう。
- ②衛生工学部門 廃棄物・資源循環（旧科目である「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」を含む。）

【JV の構成要件】

- (1) JV の構成員数は、2 者又は 3 者とすること。
- (2)各構成員の出資比率は、2 者の場合は 30% 以上、3 者の場合は 20% 以上とすること。
- (3) JV の代表事業者は、出資割合が最大であること。

4. プロポーザル手続き

（1）質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第 6 号）によること。

① 提出期限 令和 8 年 1 月 9 日 (金) 17 時 00 分 (必着)

② 提出方法

質問書を宮若市外二町じん芥処理施設組合事務局施設整備係まで電子メールで提出すること。

③ 回答方法

すべての質問及び回答をとりまとめたものをホームページにおいて公開する。

なお、質問への回答内容については、本実施要領の追加又は修正事項とする。

④ 回答予定 令和 8 年 1 月 16 日 (金) (予定)

(2) 参考資料の貸与

① 貸与資格者

参加表明書の提出者

② 貸与資料

1) 宮若市外二町じん芥処理施設組合一般廃棄物処理基本計画

(令和 7 年度見直し)

2) 宮若市外二町じん芥処理施設組合ごみ処理施設整備基本計画 (案)

(令和 8 年 3 月)

③ 貸与日 令和 8 年 1 月 23 日 (金) (予定)

(3) 参加表明書等の提出

① 提出書類

提出書類	様式	提出部数	備考
参加表明書	第 1 号	1	
業務実績書	第 3 号	1	
業務実績書 (技術者)	第 4 号	1	
会社概要 (リーフレット等)		1	
業務実績等を証する資料 (写し)		1	
企画提案書	第 5 号	正 1 副 1	
見積書	任意	1	

② 提出期限

令和 8 年 2 月 27 日 (金) 17 時 00 分 (必着)

③ 参加表明等作成要領

別紙「宮若市外二町じん芥処理施設組合「次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備に伴う発注者支援等業務委託」仕様書」及び「次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備に伴う発注者支援等業務プロポーザル評価要領」の通りとする。

④ 電子データの提出

企画提案書（様式第5号）については、電子データ化したもの（CD-RあるいはDVD-R）を1部提出すること。ファイル形式はPDFとする。

⑤ 提出方法

原則として持参による提出（土日祝を除く9時00分から17時00分まで）。

なお、郵送による場合は提出期限までに必着のこと。また、書留郵便等の配達の記録が残る方法で提出のこと。

5. スケジュール

内容	日程	備考
実施要領等の公表	令和7年12月12日（金）	ホームページ公開
質問書の提出期限	令和8年1月9日（金）	17時00分（必着）
質問書への回答	令和8年1月16日（金）予定	ホームページ公開
参考資料の貸与	令和8年1月23日（金）予定	メールで送付
参加表明書等の提出期限	令和8年2月27日（金）	17時00分（必着）
ヒアリング	令和8年3月5日（木）予定	必要に応じて
候補者特定及び結果通知	令和8年3月24日（火）予定	メールで回答
契約締結	令和8年4月1日（水）予定	

6. 参加資格要件の審査、候補者の審査、候補者の選定、失格の要件

（1）参加資格要件の審査 参加申込書等について、3. プロポーザル参加資格要件に基づき、参加資格要件の審査を行い、参加資格者とする。

（2）別紙「次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備に伴う発注者支援等業務プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」）に基づき、提案書提出資格者の審査を行う。なお、必要に応じて、下記の要領でヒアリングを実施することがある。詳細は、対象者に個別に通知する。

1) 実施日時（予定）

令和8年3月5日（木）午後

1者あたりのヒアリングは約30分を予定。

2) 実施場所 くらじクリーンセンター（宮若市本城1593-38）

3) 出席者

配置予定の管理技術者及び主たる担当技術者※を含め3名以内とする。

配置予定の管理技術者及び主たる担当技術者が出席できない場合は、事前に理由を説明の上、組合の了解を得ること。

※主たる担当技術者とは、管理技術者のもとで本業務の主たる部分を担当する者をいう。また、管理技術者との兼務は不可とする。

(3) 評価基準

委託先候補者の選定及び特定にあたり、評価基準は次の通りとする。

なお、テーマa、テーマbの各々については組合がテーマを設定し、提案を求める。(別紙「次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備に伴う発注者支援等業務プロポーザル評価要領」参照)

区分	評価項目	配点
企業評価	企業に関する事項	10
技術者評価	業務従事予定者の経験及び能力	10
企画提案内容評価	業務実施方針	10
	テーマa	20
	テーマb	30
価格評価	業務に対するコストの効率化	10
合計		100

(4) 候補者の特定

評価の結果、最高評価点を獲得した応募者を委託先候補者として特定する。

ただし、最高評価点を獲得した応募者が複数ある場合は、該当者のくじ引きにより特定する。なお、最高評価点を獲得した応募者が失格となった場合等は、最高評価点に次ぐ評価点を獲得した応募者を次点候補者として特定する。特定結果は令和8年3月24日(火)(予定)に電子メールで各応募者に通知する。また、後日、ホームページにおいて公開する。

(5) 失格の要件

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ①本プロポーザル実施要領に定める手続きを遵守しない場合。
- ②虚偽の記載をした場合。
- ③参加資格者の審査後、参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ④見積書記載の金額(見積金額)が委託上限額を超える場合。
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

7. 契約の締結

委託候補者の特定後、仕様書及び企画提案書等をもとに業務仕様書を作成し、令和8年度当初予算の議決後、契約の締結を行う。

8. 留意事項

(1) 辞退届の提出

辞退する場合は辞退届（様式第2号）を宮若市外二町じん芥処理施設組合事務局施設整備係へ持参又は郵送にて提出する。

(2) 本プロポーザルに必要な費用の負担

本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

企画提案に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者から提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本組合が応募者の承諾を得た場合には、応募手続きに基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) 情報の公開

応募者から提出された書類が著作物にあたる場合でも、宮若市外二町じん芥処理施設組合情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、本組合が認めた場合を除き変更することができないものとし、また、理由の如何に係わらず返却しない。ただし、審査会の同意を得た場合はこの限りでない。

(7) 貸与資料の取扱い

本組合が貸与する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(8) 業務委託契約書

契約にあたっては、本組合が定めた業務委託契約書を使用する。

(9) 契約締結の相手方の公開

契約締結の相手方については、法人名を本組合ホームページで公開する。

(10) 実施要領及び仕様書等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には応募者に通知する。

(11) 組合が提示する資料及び回答書は、仕様書等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

(12) 参加申込書等の提出者又は技術提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルを取り止める。

(13) 本業務の受託者（協力会社及び資本・人事面において関連を持つと認められる者を含む。）は、本事業の建設工事の事業者選定において、入札参加業者、共同で参

加する企業体の構成員又は協力企業になることは不可とする。

(14) 本組合の令和8年度当初予算において、本業務の経費に係る予算案が否決された場合は、本業務の委託契約を締結しない。

(15) 配置予定の管理技術者及び主たる担当技術者は、疾病・死亡・退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。これら極めて特別な場合に、やむを得ず管理技術者及び主たる担当技術者の変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であることについて、本組合の了解を得なければならない。

(16) 本業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、本事業に係る発注者の方針や意向を十分に理解して、発注者を支援すること。

(17) 受注者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。

(18) 受注者は、本業務に係る関係諸法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。

(19) 受注者は、本業務の実施に関し疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議を行うこと。

(20) 受注者は、本業務の遂行にあたり、発注者の方針や意向を踏まえ、発注者が当然必要な業務であると考えるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。

(21) 書類の提出及び問い合わせ先

宮若市外二町じん芥処理施設組合事務局 施設整備係

〒823-0003 福岡県宮若市本城 1593 番地 38

TEL 0949-32-4294 FAX 0949-33-2546

E-Mail seibi@kuraji.jp